

第一期中期目標期間業務報告書

平成21年6月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構の概要

1. 第一期中期目標期間

平成16年4月1日～平成21年3月31日

2. 目的・業務の内容

(1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第3条）

(2) 業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（公害健康被害補償業務）（機構法 第10条第1項第1号）
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（公害健康被害予防事業）（機構法 第10条第1項第2号）
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（地球環境基金業務）（機構法 第10条第1項第3号及び第4号）
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（PCB廃棄物処理助成事業）（機構法 第10条第1項第5号）
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の五第3項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（最終処分場維持管理積立金管理業務）（機構法 第10条第1項第6号）
- ⑥ 石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、船舶所有者及び特別事業主からの拠出金の徴収業務（石綿健康被害救済業務）（機構法 第10条第1項第7号）
- ⑦ ①から⑥に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第10条第1項第8号）
- ⑧ 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）（機構法 附則第7条第1項第2号及び第3号）
- ⑨ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと（機構法 第10条第2項）

目 次

●業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化	2
(2) 業務運営の効率化	3
(3) 経費の効率化・削減	5
(4) 業務における環境配慮	7

●国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

<総合的事項>	10
<公害健康被害の補償及び予防業務>	
(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	13
(2) 都道府県等に対する納付金の納付	14
(3) 公害健康被害予防事業	15
<地球環境基金業務>	
(1) 助成事業に係る事項	20
(2) 振興事業に係る事項	21
(3) 基金の運用等について	22
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業>	22
<維持管理積立金の管理業務>	22
<石綿健康被害救済業務>	24

●財務内容の改善に関する事項

・ 予算、収支計画及び資金計画の作成等	31
・ 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	44

●その他業務運営に関する重要事項

・ 人事に関する計画	47
・ その他業務運営に関すること	48

<参考> 中期計画数値目標達成状況一覧	50
---------------------	----

【中期目標の概要】

●業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

- ・ 現行の組織運営体制の検証、機能的な組織体制の構築及び人員配置の見直しの実施

(2) 業務運営の効率化

- ・ 業務全般に対する事後評価の実施
- ・ 情報化・電子化の推進
- ・ 外部委託の推進

(3) 経費の効率化・削減

- ・ 一般管理費

中期目標最終年度において平成15年度比15%（16年度比で10%）を上回る削減
石綿救済関係経費に係る一般管理費は、中期目標期間の最終年度において平成18年度比
で6%を上回る削減

- ・ 事業費

公害健康被害補償納付金等を除く事業費は、毎事業年度1%以上効率化
運営費交付金を充当する事業費は、中期目標最終年度において各勘定で特殊法人比5%を
上回る削減、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く）
は、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減

(4) 業務における環境配慮

グリーン購入法に基づく具体的目標の設定等

【中期計画の概要】

●業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

- ・ 業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化の推進
- ・ 職員の責任と役割分担を明確にした効率的な業務遂行体制の整備

(2) 業務運営の効率化

- ・ 自己点検・評価のため、外部専門家・有識者による業務全体の事後評価の実施
- ・ 内部ネットワークの活用等による手続の簡素化・迅速化、情報及び知識の共有化の推進による効率化
- ・ 外部委託の推進
- ・ 契約に係る競争の推進
- ・ 電子化の推進等

(3) 経費の効率化・削減

・一般管理費

移転経費、独法化準備経費、緑地事業関係経費、石綿健康被害救済経費を除き、中期目標最終年度において平成15年度比15%（16年度比で10%）を上回る削減

石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費は、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減

・事業費

公害健康被害補償納付金等を除く事業費は、毎事業年度1%以上効率化

運営費交付金を充当する事業費は、中期目標最終年度において各勘定で平成15年度比5%を上回る削減

債権回収委託費は、平成16年度比で3割を上回る削減

石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く）は、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減

(4) 業務における環境配慮

グリーン購入の調達を緊急時を除き100%達成

【業務実績】

(1) 組織運営の効率化

ア) 業務の進捗状況に応じて組織運営の効率化及び人員配置の見直しを図った。

- ・ 平成17年3月に、富士地区以外の3つの緑地整備事業が終了したことに伴い、建設譲渡事業を担当していた環境緑地部及び3建設事務所を廃止し、事業管理部環境緑地課に再編した。また、平成19年3月に富士地区の緑地整備事業の終了に伴い、環境緑地課及び富士建設事務所を廃止した。
- ・ 平成18年3月に、アスベストによる健康被害の救済業務を開始することに伴い、石綿健康被害救済部を新設した。
- ・ 平成18年7月に、事業の効果的な遂行のため、予防事業部の事業課と助成課を分野別の環境保健課と環境改善課に再編した。

イ) 職員の役割と課題を明確にした業務計画を毎年度作成することにより、職員が効率的・主体的に業務を遂行できるように努めた。

ウ) 内部統制の強化を図るため、次のような取組を行った。

- ① 適正な業務運営の観点から、会計監査人による監査、監事による監査及び内部監査を実施した。また、平成20年7月に、内部統制機能の強化を目的に監査室を新設した。
- ② コンプライアンスの推進等を図るため、外部有識者及び機構役員をメンバーとする委員会を設置した。また、コンプライアンスに係る役職員の理解向上のため、個人情報保護研修、内部統制研修などを実施した。
- ③ 個人情報等の漏洩防止を目的に情報セキュリティ委員会を開催し、対策基準を策定す

るとともに、点検から改善にいたるマネジメントサイクルを定着させた。

(2) 業務運営の効率化

- ア) 中期計画、年度計画の進捗状況を把握するため、半期ごとに自己点検・自己評価を行い、競争契約の推進などの課題に積極的に取り組んだ。また、外部有識者からなる「機構業務点検・助言委員会」を年に2回開催し、専門的、客観的立場から助言・提言を受け、業務に反映した。
- イ) 機構が保有する資金の安全かつ効率的な運営に資するため、平成17年4月に機構の資金の管理及び運用に関する規程を制定するとともに、資金管理委員会（委員長：経理担当理事）を設置、定期的に開催し、各基金の運用方針、運用計画について、機構全体として情報の共有化を図った。

また、世界的な金融不安に対応すべく、平成20年11月に運用先金融機関の選定基準及び預け入れ限度額の見直しを行うとともに、リスク回避対応策を取りまとめた。

ウ) 契約に係る競争の推進等

- ① 原則として競争に付す方針で競争的契約の推進を実施したところであり、その状況は以下のとおりである。なお、平成19年12月に「随意契約見直し計画」を策定し、更なる競争的契約の推進を図ったところである。

H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
	(57.7%)	(56.4%)	(67.0%)	(90.8%)
—	30.0%	50.6%	70.2%	83.7%

(注) 上段()は金額割合であり、下段は件数割合である。

また、この見直し計画達成に向けて、複数年度契約の拡大及び総合評価方式の導入に取り組むこととしていたが、平成20年度末に規定改正を行い、明文化して推進することとした。

- ② 契約に係る諸規定の適切性を確保する観点から、業務運営上特に必要があるとき随意契約をすることができる「包括的随意契約」の規定の削除を行うなど、国の契約基準と同等となるよう規定の改正を実施した。
- ③ 随意契約によることとした理由等について、契約担当部以外の者（経理部）の審査・決裁を経ることにより、随意契約の適正化に努めた。
- ④ 定期監事監査において、「入札及び契約に係る競争性・透明性・妥当性」を重点項目として監査を受けるとともに、その情報開示の状況についても監査を受けた。

エ) 情報化推進について次の取組を行った。

- 政府機関統一基準に対応した情報セキュリティ対策を実施
- 個人情報等の漏洩に対応するため、シンククライアントを導入
- 情報セキュリティ対策基準の策定

ー最高情報セキュリティアドバイザー設置

- オ) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る徴収システムについては、FD・オンライン申告の雛形ファイル様式の改善により納付義務者の利便性の向上を図るとともに、申告・納付説明会の場でFD・オンライン申告の利便性等を説明するなど、電子化申告の活用を推奨した結果、機構の事務処理時間が平成15年度比で20%削減された。

オンライン等電子申告の年度別推移

(単位：件、%)

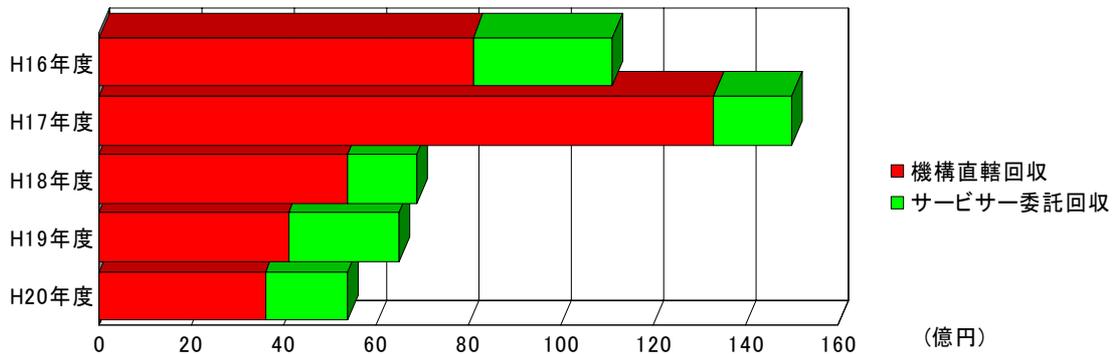
申告形態	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
申告件数	8,568件	8,512件	8,473件	8,438件	8,414件	8,391件
うちFD申告	2,560件 (29.9%)	2,603件 (30.6%)	2,665件 (31.5%)	2,723件 (32.3%)	2,776件 (33.0%)	2,742件 (32.7%)
うちオンライ ン申告	837件 (9.8%)	984件 (11.6%)	1,115件 (13.2%)	1,235件 (14.6%)	1,361件 (16.2%)	1,508件 (17.9%)
対15年度処 理時間削減率	715時間 —	649時間 △9%	626時間 △12%	607時間 △15%	592時間 △17%	571時間 △20%

() は申告割合を示す。

また、納付申請等の事務処理の効率化については、納付申請に係る提出書類作成の手引の見直しを行うとともに、誤入力を防ぐための納付システムの改修、FD申請に加えオンライン申請の導入等により、事務処理日数を平成15年度の219日から平成20年度は163日と56日短縮し、納付申請等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対し25%削減した。

- カ) 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払等の一連の事務処理を行う会計システムを平成16年度に構築し、同年度に公健勘定、平成17年度に基金勘定と石綿勘定、平成18年度に承継勘定で運用を開始し、平成18年度までに全ての勘定で運用可能な体制とした。
- キ) 機構独力では回収困難な債権について債権回収専門会社(サービサー)の委託を推進するとともに、委託債権の中で担保処分等が完了し、今後の回収が見込めない事案については委託を解除する等、費用面での削減にも十分配慮し、効率的な回収に努めた。

正常債権以外の債権からの回収額(元金回収額)



	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	合計
機構直轄回収	81	133	54	41	36	345
サービス委託回収	30	17	15	24	18	104
合計	111	150	69	65	54	449

また、業務運営の効率化を図るため、ホームページ用サーバの管理等業務、給与計算事務及び石綿健康被害救済業務における船舶所有者からの一般拠出金のペイジーによる徴収について外部機関を活用した。

(3) 経費の効率化・削減

ア) 一般管理費

一般管理費については、平成15年度予算比で15%（平成16年度予算比で10%）を上回る削減を行うとしていたが、各年度比とも以下のとおり目標を上回る削減を行った。

[平成15年度比]

(単位：百万円、%)

H15年度		H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
2,384	—	1,703	▲28.6	1,805	▲24.3	1,576	▲33.9	1,603	▲32.8	1,451	▲39.1

[平成16年度比]

(単位：百万円、%)

H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
2,152	—	1,805	▲16.1	1,576	▲26.7	1,603	▲25.5	1,451	▲32.6

また、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費は、平成18年度予算比で6%を上回る削減を行うとしていたが、平成20年度で45.6%の削減を行った。

(単位：百万円、%)

H18年度		H19年度		H20年度	
金額	比率	金額	比率	金額	比率
334	—	172	▲48.5	182	▲45.6

イ) 事業費

事業費（公害健康被害補償納付金等を除く）については、以下のとおり目標を上回る効率化を行った。

(単位：百万円)

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
事業費の効率化実績(A)	3	25	17	39	20
事業費予算(B)	268	340	385	400	376
(A)/(B)	1.4%	7.4%	4.5%	9.8%	5.6%

※ 効率化実績については、予定価格と契約実績の差額を計上している。

上記事業費は、基金運用収入により行う公害健康被害予防事業のうち、知識普及、研修及び予防情報提供事業に係る事業費である。

運営費交付金を充当する事業費については、平成15年度予算比で5%を上回る削減を行うとしていたが、平成20年度の各勘定の事業費は、以下のとおり目標を上回る削減を行った。

(単位：百万円、%)

区分	H15年度		H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
公健勘定	317	—	276	▲12.8	327	3.0	313	▲1.3	315	▲0.7	276	▲13.0
基金勘定	912	—	809	▲11.3	805	▲11.8	690	▲24.3	715	▲21.6	821	▲10.0
承継勘定	353	—	341	▲3.4	226	▲35.9	208	▲41.1	227	▲35.6	230	▲34.8

また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費については、平成18年度予算比で2%を上回る削減を行うとしていたが、平成20年度で36.1%の削減を行った。

(単位：百万円、%)

H18年度		H19年度		H20年度	
金額	比率	金額	比率	金額	比率
1,140	—	649	▲43.0	729	▲36.1

債権回収委託費は、平成16年度予算額比で3割以上削減することとしていたが、平成16年度予算額3億円に対して、平成20年度債権回収委託費実績額1.8億円であり、40%の削減を行った。

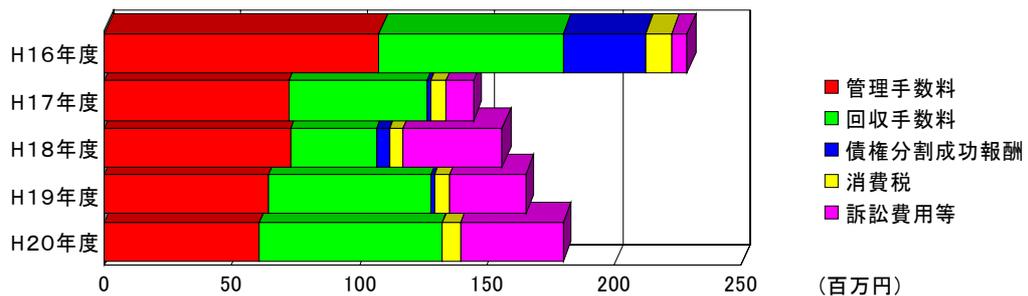
H16年度からの債権回収委託費の推移

(単位：億円 %)

区分	H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度	
	金額	比率								
債権回収委託費	2.3	▲23.3	1.4	▲53.3	1.6	▲46.7	1.7	▲43.3	1.8	▲40.0

(注) 比率は平成16年度予算額3億円からの削減率である。

債権回収委託費の推移



上記表に見られるように、管理手数料（固定費）については、圧縮に向けサービスと協議を行った結果、削減効果が現れている。一方、回収手数料（変動費）は、回収額に応じて支払われるものであるため、一律には減少していない。また、回収がより困難な事案が残っていくため、訴訟等の法的処理事案が増えてきていることから、訴訟費用等は増加傾向にある。

(4) 業務における環境配慮

- ア) 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）第7条の規定に基づき、国が定めた基本方針に則して毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定の上、機構ホームページで公表し、同方針に基づき環境物品等の調達を行った結果、調達目標について緊急時等を除き100%達成した。
- イ) 機構のあらゆる業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境配慮のための実行計画」を平成17年度から毎年度作成し、用紙類の使用量の節減及び電

気使用量の削減を徹底し、各年度削減目標をいずれも達成した。

(単位：枚、kWh)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
用紙使用量	1,862,142	1,795,668	2,517,743	2,485,213	2,408,998
対前年度増減比	-	△3.6%	40.2%	△1.3%	△3.1%
電気使用量	205,165	184,118	225,975	206,578	190,956
対前年度増減比	-	△10.3%	22.7%	△8.6%	△7.6%

18年3月に石綿健康被害救済業務が追加されたことにより、18年度において対前年度比が増加している。

また、機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため、自ら実行すべき具体的な措置について定める実施計画を策定し、ホームページで平成20年1月公表した。

- ウ) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）に基づき、平成18年度から毎年度、事業活動に係る環境配慮の取組みの状況等を記載した環境報告書を作成し、公表した。

【自己評価】

(1) 組織運営の効率化

平成18年度の石綿健康被害救済業務の追加などの機構の役割の変化にあわせ、組織及び人員配置の見直しを適切に実施した。

(2) 業務運営の効率化

ア) 機構自ら自己点検を行い、競争契約の推進等の課題に取り組むとともに、外部有識者からなる機構業務点検・助言委員会の助言・提言を受けて、業務運営に反映させることができた。

イ) 資金管理委員会を定期的開催し、各基金の運用方針及び運用計画について、情報の共有化を図り、運用先金融機関の選定基準の見直し等により、基金の安全かつ効率的な管理ができた。

ウ) 契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付し、年々、競争的契約の比率を高めることができた。なお、「随意契約見直し計画」（平成19年12月策定）を着実に推進することにより、平成20年度においては、競争的契約の比率を約84%とすることができた。

また、「包括的随意契約」の規定の削除を行うなど、国の契約基準と同等となるよう規定の改正を実施することにより、契約に係る諸規定の適切性の確保を図ることができた。

更に、随意契約によることとした理由等について、契約担当部以外の者（経理部）の審査・決裁を経ることや、「入札及び契約に係る競争性・透明性・妥当性」を重点項目とした監事の監査を受けることにより、適切な契約等の実施体制を整備することができた。

- エ) 情報システムの統合等により、情報の共有化をはかり、業務の効率化に資することができた。また、政府機関統一基準に対応した情報セキュリティ対策を実施することにより、情報セキュリティの確保を図ることができた。
- オ) 徴収システムについては、電子化申告の雛形ファイル様式の改善や電子化申告の活用を推進することにより、納付義務者の利便性の向上と機構内部の事務処理時間を平成15年度比で20%削減することができた。
- カ) 納付システムについては、納付申請に係る提出書類作成の手引きの見直し、納付システムの改修、FD申請の推進、オンライン申請の導入等により、機構内部の事務処理日数の25%削減の目標を達成することができた。
- キ) 会計システムについては、平成18年度までに全ての勘定で運用可能な体制とすることができた。
- ク) サービサーとの間で、債務者の状況や回収方針等について緊密な連絡・調整を図りつつ回収に努めた結果、職員を増員することなく効率的な回収を図ることができた。

(3) 経費の効率化・削減

- ア) 一般管理費については、業務の効率化等に努めた結果、目標を上回る削減を行うことができた。
- イ) 事業費については、競争的契約の推進による事業コストの縮減を図った結果、目標を上回る効率化を推進した。

運営費交付金を充当する事業費及び石綿健康被害救済関係経費に係る事業費については、業務運営の効率化を進めた結果、目標を上回る削減を行うことができた。
- ウ) サービサーへの債権回収委託費については、委託債権の中で担保処分等が終了し、今後の回収が見込めない組合員企業に係る委託を解除する等、効率化に努めた結果、平成16年度予算比で40%減と目標の3割減を上回るすることができた。今後は、返済確実性のない債権は、原則としてサービサー委託とすることとなるので、一層の効率化を図ることが肝要と考えている。

(4) 業務における環境配慮

- ア) 毎年度、環境物品等の調達に努めるよう職員全体に周知徹底を図った結果、調達目標について緊急時等を除き目標どおり達成することができた。
- イ) 各年度の事業活動に係る環境配慮の取組の状況等を記載した環境報告書を作成し、公表することができた。

【中期目標の概要】

- 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

＜総合的事項＞

機構は、その役割を果たすよう、情報提供、関係者のニーズ把握、業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図る。

【中期計画の概要】

- 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

＜総合的事項＞

- ・事業対象となる関係者等への周知・広報の徹底及びニーズ把握
- ・広報活動の実施によりホームページアクセス件数を対平成16年度比10%以上増加
- ・機構の有する能力の有効活用

【業務実績】

- ア) 機構の業務について、季刊誌・広報誌、新聞、週刊誌等により業務関係者、関係機関等に確実かつ適切に周知・広報し、円滑な業務の遂行に努めた。

季刊誌・広報誌等による主な周知・広報活動の状況

広報資料等の 名称	部 数					主な周知・広報先
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	
業務案内パン フレット	4,400部	7,480部	8,000部	10,000部	3,500部	賦課金納付義務者、関係地方公共団体、地球環境基金 助成団体等
(英語版)	250部	640部	1,000部	600部	300部	
業務案内簡易 版リーフレッ ト	—	—	—	11,000部	10,000部	各種イベント 等
環境報告書	—	—	1,300部	2,000部	400部	商工会議所、関係地方公共 団体 環境学習施設 等
公健制度 30 周年誌	500部	—	—	—	—	委託商工会議所、関係地方 公共団体 等
すこやかライ フ	116,000部	100,000部	100,000部	100,000部	100,000部	関係地方公共団体、保健 所、医療機関、ぜん息患者 及びその保護者 等
予防事業だよ り	6,000部	5,600部	5,600部	5,600部	2,800部	関係地方公共団体、公害健 康被害予防基金拠出事業 者 等
地球環境基金 便り	15,000部	15,000部	16,000部	16,000部	57,500部	地球環境基金助成団体、関 係地方公共団体 等

その他、各部において、各種広報や啓発活動を実施している。

- イ) 機構ホームページでは、機構の業務概要の広報・周知に努めるほか、利用者のニーズに応じた情報等の提供を行った。また、利用者の利便性向上のため、文字拡大・読み上げソフトへの対応など、アクセシビリティの向上を図った。

機構トップページのアクセス数については、対16年度比10%以上増加を達成した。

トップページアクセス数の推移 (単位：件)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
アクセス数	306,784	335,691	409,023	446,511	463,775
対前年度 増減比(%)	—	9.4	21.8	9.1	3.8
対H16年度 増減比(%)	—	9.4	33.3	45.5	51.1

- ウ) 国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトにおける海外からの来訪者や、情報収集のため来訪した学生等に対し、公害健康被害補償予防制度や石綿健康被害救済制度等について、情報提供を行った。

【自己評価】

- ア) 季刊誌・広報誌等により、業務に係る地方公共団体などの機関に、確実かつ適切に周知・広報することができた。

特に、平成18年度より担うことになった石綿健康被害救済業務については、政府とも連携し、各種媒体を活用し、広範な広報活動を実施した。その結果、きわめて限られた準備期間ではあったが、大きな混乱もなく制度を立ち上げることができた。

- イ) 機構のホームページを利用し、機構が行う業務で得られた知見等の情報提供に努め、多くの方々の利用を得ることができた。

【中期目標の概要】

● 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

＜公害健康被害の補償及び予防業務＞

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

- ・ 汚染負荷量賦課金の徴収率等を平成15年度実績の水準に維持
- ・ 納付義務者等に対する効果的な指導
- ・ 納付義務者に対するサービスの向上

(2) 都道府県等に対する納付金の納付

- ・ 納付申請等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下に短縮
- ・ 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減

(3) 公害健康被害予防事業

- ・ 公害健康被害予防基金の安全かつ有利な運用及び事業の重点化・効率化
- ・ ぜん息等患者、地域住民のニーズ把握と事業の改善
- ・ 調査研究事業をより効果の高い事業に重点化、調査研究費総額を平成15年度比で20%削減、公募制の導入による透明性の確保
- ・ 調査研究事業の評価の実施、その結果のフィードバック
- ・ 知識の普及及び情報提供の実施、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足を得る
- ・ 研修の実施により、受講者へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足を得る
- ・ 助成事業のニーズ把握、重点化、交付決定等の事務処理日数を平成15年度実績以下に短縮

【中期計画の概要】

● 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

＜公害健康被害の補償及び予防業務＞

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

- ・ 汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率を平成15年度水準に維持
- ・ 商工会議所への徴収業務一部委託の継続及び申告納付に係る説明資料・内容の改善
- ・ 納付義務者からの相談等に的確に対応するとともに、手引き等及びホームページの内容等改善
- ・ 名称・住所変更届出書等の提出文書に係る電子媒体化の推進

(2) 都道府県等に対する納付金の納付

- ・ 申請等手続きに係る書類作成要領等の充実及び申請等に要する事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で25%削減
- ・ 申請等手続きの適正化のため現地指導の実施
- ・ 事業従事者、関係者等からの情報収集及びその結果を国等へ情報提供
- ・ 申請等に係る手続きの電子化等の推進
- ・ 補償給付費納付金の返還に係る提出書類等の簡略化

(3) 公害健康被害予防事業

- ・ 公害健康被害予防基金の安全かつ有利な運用
- ・ ぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染発生地域の改善を通じ住民の健康につながる高い効果が見込める事業に重点化・効率化
- ・ 事業参加者へのアンケート調査等によりニーズ等を把握し、事業内容に反映
- ・ 調査研究事業については、環境保健、環境改善とも課題の重点化を図り、調査研究費総額を平成15年度比20%以上削減、新規採択研究課題については公募制を導入
- ・ 研究結果の評価の実施、公表及び各事業への反映
- ・ 知識の普及及び情報提供の実施、アンケートで80%以上の者から高い評価を得るホームページ等による情報提供を行い、アクセス件数を20%以上の増を目標
- ・ 地方公共団体等の予防事業従事者の効果的な研修の実施、アンケートで70%以上の者から高い評価を得る
- ・ 助成事業について、環境保健分野は住民の健康回復に直接つながる事業に、大気環境改善分野は局地的な大気汚染の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化
- ・ 助成金の申請等に係る事務処理日数を5年間で20%削減

【業務実績】

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

ア) 汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、納付義務者への適正な申告を促す申告・納付説明会の実施、個別問い合わせ等に対する的確な対応を行うことにより、中期計画期間を通じて、中期計画に定めた平成15年度実績の水準を維持した。

汚染負荷量賦課金の徴収率、収納率の状況

(単位：百万円、%)

年度	徴収計画額①	申告額②	徴収率②/①	収納済額③	収納率③/②
H15年度	51,017	51,201	100.36	51,197	99.99
H16年度	49,209	49,553	100.69	49,551	99.99
H17年度	47,469	47,643	100.37	47,642	99.99
H18年度	45,666	45,910	100.53	45,908	99.99
H19年度	44,176	44,640	101.05	44,638	99.99
H20年度	41,358	41,560	100.49	41,557	99.99

- イ) 全国156商工会議所に対し、汚染負荷量賦課金の徴収業務を継続して委託し、業務委託担当者への研修会等を開催する等により、納付義務者に対し効果的な指導を行うことができた。また、申告・納付説明会のフォローアップにより、次年度の説明資料や内容を納付義務者により理解しやすいものとなるよう改善を図った。
- ウ) 申告・納付説明会に説明員を派遣し、納付義務者からの質問・相談に的確に対応するとともに、汚染負荷量賦課金の申告の手引きや電子申告の様式の改善、賦課金専用ホームページのリニューアルにより納付義務者へのサービスの向上を図った。
- エ) 名称・住所変更届出書の提出文書については、平成16年度にオンライン申請に係るシステムの開発を行い、平成17年度から電子申請による届出を開始することにより、納付義務者の利便性の向上を図った。

名称等変更届出書の年度別推移

(単位:件、%)

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
用紙での届出 (割合)	960 (100.0)	918 (86.7)	1,130 (91.1)	538 (76.7)	302 (70.7)
オンラインでの届出(割合)	— —	141 (13.3)	111 (8.9)	163 (23.3)	125 (29.3)
合計	960	1,059	1,241	701	427

(2) 都道府県等に対する納付金の納付

- ア) 納付申請に係る提出書類作成の手引の見直し、納付システムの改修、FD申請の推進、オンライン申請の導入等により、事務処理日数を平成15年度の219日から平成20年度は163日と56日短縮し、納付申請等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対し25%削減した。
- イ) 納付申請手続きの適正化のための現地指導を、原則3年に1回のサイクルで重点項目を定めて実施し、都道府県等の事務処理の指導を行った。
- ウ) 公害保健福祉事業について、今後の事業活性化につながるような事例等を事務従事者から収集し、環境省主催の会議の場で都道府県等へ情報提供を行った。この結果は一部の都道府県等の事業に反映された。また、現地指導において収集した情報を取りまとめ、提案も含めて環境省へ提供した。
- エ) 申請等に係る手続きの電子化について、平成18年度に、都道府県等において電子化の環境が整備されつつある状況を踏まえ、オンライン申請に係るシステムを構築し、平成19年度には3都道府県等においてオンライン申請の試行を行い、平成20年度から本格稼働を図った。この結果、補償給付事業については41都道府県等中21都道府県等(導入率51%)が、公害保健福祉事業については43都道府県等中17都道府県等(同40%)がオンライン申請を導入した。
- オ) 補償給付費納付金の返納事務に関する提出書類について、平成16年度に内容の見直し

(返納申請書に係る患者及び遺族等の個人情報を確認するための書類の様式化)による内容簡略化を行い、関係都道府県等の事務処理の軽減を図った。

カ) 都道府県等に対して、次表のとおり、補償給付費等の納付金を納付した。

(単位：百万円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	合計
補償給付費	62,023	59,656	56,999	54,867	51,740	285,285
公害保健福祉事業費	99	100	101	103	97	500
計	62,122	59,756	57,100	54,970	51,837	285,785

(参考)

(単位：人)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
被認定患者数	50,904	48,945	47,193	45,739	44,223

(3) 公害健康被害予防事業

ア) 公害健康被害予防基金の運用については、「公害健康被害予防基金の運用方針」を策定し、安全かつ有利な運用を行った。

イ) 予防基金の運用収入の減少に対応し、助成事業において、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談、健康診査及び機能訓練事業(ソフト3事業)並びに最新規制適合車への代替促進事業を優先的に実施した。

また、ぜん息患者の増悪予防・健康回復等を支援するために平成20年度より創設された環境省の補助金による自立支援型公害健康被害予防事業について着実に実施した。

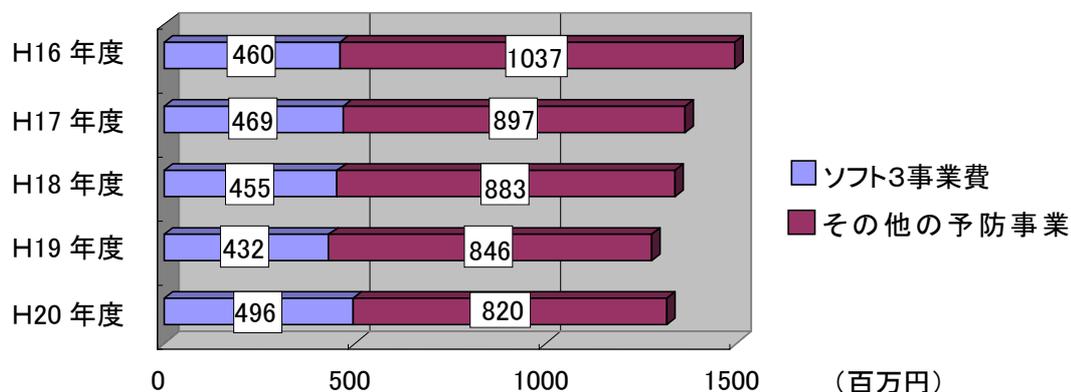
平成16年度からのソフト3事業費の推移

(単位：百万円)

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	計
ソフト3事業費(百万円)	460	469	455	432	496	2,312
比率(%)	(31)	(34)	(34)	(34)	(38)	—
対象者数(人)	178,492	177,929	183,169	178,445	183,255	901,290

(注)比率は当該年度の予防事業費に占めるソフト3事業費の割合である。

ソフト3事業費の推移



ウ) 効果的かつ効率的に業務を行うため、地方公共団体を通じソフト3事業の参加者のニーズを把握するとともに、知識普及事業について事業参加者にアンケート調査を実施し、その結果を事業内容に反映した。

エ) 調査研究について、環境保健分野は、「気管支ぜん息の発症予防のための日常生活の管理・指導」等を中心に目的を絞って、また、大気環境の改善分野は、「局地汚染の改善」に貢献する内容に絞って実施した。

また、新規の調査研究課題については、すべて公募制を導入し透明性の確保を図るとともに、研究報告会を開催し、調査研究評価委員会による評価を行った。

なお、調査研究費の総額は、最終年度の平成20年度で158百万円であり、平成15年度比で20%（54.6百万円）以上削減するとの目標を達成した。

平成16年度からの調査研究費の推移

(単位：百万円)

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	計
調査研究費	202	176	171	162	158	869

(注) 平成15年度調査研究費：273百万円

調査研究成果は、機能訓練事業の展開等にフィードバックさせるとともに、成果集の機構ホームページでの公表や冊子版の関係地方公共団体等への配布を行った。

オ) 知識普及について、ぜん息児の健康回復に効果的である水泳訓練の普及啓発のための水泳記録会の開催や、低公害車フェア等を実施するとともに、パンフレットの作成や改訂を行った。知識普及事業に関するアンケート調査を実施し、その結果、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得た。また、予防事業に係るサイト（「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」）のアクセス件数（110,008件）は、平成15年度（74,958件）と比較して、約47%の増となり、中期計画で定める20%以上の増を達成した。

知識普及事業の実施状況

区分	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	合計
水泳記録会 参加者数(人)	322	305	388	417	364	1,796
低公害車フェア 実施箇所数	6 箇所	5 箇所	6 箇所	6 箇所	5 箇所	28 箇所
低公害車フェア 来場者数(人)	179,900	261,905	291,800	316,000	296,500	1,346,105

- カ) 研修について、予防事業に従事する地方公共団体の職員等を対象に延べ1,582人に対し実施するとともに、そのカリキュラムへの研修ニーズを的確に反映させることにより、研修受講者に対するアンケート調査において、回答者のうち70%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得た。
- キ) 助成事業については、予防基金の運用益が減少するなか、環境保健分野においては、自立支援型公害健康被害予防事業補助金をも活用して、ソフト3事業を優先的に採択し、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に重点化を図り、環境改善分野については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業に重点化を図った。
事業内容については、地方公共団体等のニーズを把握し、助成金交付要綱を改正してその拡充を図るとともに、調査研究の成果を事業内容に反映させた。
なお、低公害車普及（助成）事業については、平成17年度をもって廃止した。
- ク) 助成金交付申請等手続について、オンラインやFDによる電子申請を推進し、申請内容を内部事務処理システムへデータ転送処理することにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を、平成15年度比で20%（13.4日）削減するとの中期計画に定める目標を達成した。

【自己評価】

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

- ア) 汚染負荷量賦課金の徴収業務については、申告・納付説明会の実施等により、徴収率・収納率は中期計画期間を通じて、平成15年度実績の水準を維持することができた。
- イ) 全国156商工会議所に徴収業務を継続して委託し、効果的な納付義務者への指導を行った。また、申告・納付説明会のフォローアップにより資料や内容の改善を図ることができた。
- ウ) 納付義務者からの個別問い合わせ等に対して的確に対応・指導することができた。また、電子申告の様式の改善や賦課金専用ホームページのリニューアルにより、納付義務者へのサービスの向上を図ることができた。
- エ) 名称・住所変更届出書の提出文書について、オンライン申請を導入することにより、納付義務者の利便性の向上を図ることができた。

(2) 都道府県等に対する納付金の納付

- ア) 都道府県等に対する納付金の納付については、納付申請に係る書類作成の手引の見直しを行うとともに、納付システムの改修、FD申請の推進、オンライン申請の導入等により、機構の事務処理日数の25%削減目標を達成することができた。
- イ) 納付申請等の手続きの適正を図るための現地指導については、定期的に重点項目を定めて実施し、都道府県を的確に指導することができた。
- ウ) 公害保健福祉事業に係る現地調査で収集した情報については、機構で取りまとめ、環境省及び都道府県等に対し有用な情報を提供することができた。
- エ) 都道府県等における電子化の環境の状況を踏まえ、平成20年度にオンライン申請の本格稼動を行い、申請等の電子化を推進することができた。
- オ) 補償給付費納付金の返納に係る提出書類等について、平成16年度に内容の簡略化を行うことにより、都道府県等の事務負担を軽減することができた。

(3) 公害健康被害予防事業

- ア) 公害健康被害予防基金の運用については、「公害健康被害予防基金の運用方針」を策定し、安全かつ有利な運用を行うことができた。
- イ) 調査研究費の総額については、平成15年度比で20%(54.6百万円)以上削減するとの目標を達成することができた。
- ウ) 知識普及事業に関するアンケート調査を実施し、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた。

また、予防事業に係るサイト(「ぜん息などの情報館」及び「大気環境の情報館」)のアクセス件数(110,008件)は、平成15年度(74,958件)と比較して、約47%の増となり、中期計画で定める20%以上の増を達成することができた。
- エ) 地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業に従事者を対象に研修を実施し、研修受講者に対するアンケート調査の結果、回答者のうち70%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることができた。
- オ) 助成事業については、予防基金の運用益が減少するなか、自立支援型公害健康被害予防事業補助金をも活用して、ソフト3事業を優先的に採択し、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることができた。
- カ) 助成金交付決定等に係る事務処理日数について、平成15年度比で20%(13.4日)削減するとの中期計画に定める目標を達成することができた。

【中期目標の概要】

● 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

<地球環境基金業務>

(1) 助成事業に係る事項

- ・ 助成の固定化の回避（1事業に対する助成継続年数は原則3年）
- ・ 国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化
- ・ 助成金1件当たりの平均処理期間を5年間で10%短縮
- ・ 第三者機関による評価を踏まえ、助成金交付の方針等の見直し
- ・ 利用者の利便向上を図る措置

(2) 振興事業に係る事項

- ・ 調査事業は、国の政策目標等に沿った課題に重点化
- ・ 研修事業は、受講者等へのアンケート調査の回答者のうち、70%以上の者から満足を得る

(3) 基金の運用等について

- ・ 広報による国民・事業者等の理解と支援の推進、基金の適正かつ効果的な運用

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業>

- ・ 透明性・公平性が確保された事業の採択及び公表

<維持管理積立金の管理業務>

- ・ 積立者に対し運用状況等の情報提供

【中期計画の概要】

● 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<地球環境基金業務>

(1) 助成事業に係る事項

- ・ 助成継続年数は原則3年、特段の事情がある場合でも5年間を限度
- ・ 助成対象を国の政策目標等を勘案した分野に、助成対象地域をアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化
- ・ 助成金支払申請から支払までの1件当たりの平均処理期間を5年間で10%短縮
- ・ 第三者機関による評価等の実施、結果公表等
- ・ 申請様式をホームページからダウンロード可能とし、Q&Aの充実等

(2) 振興事業に係る事項

- ・調査事業は国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化
- ・研修事業の効果的な実施、受講者アンケートで70%以上の者から高い評価を得る

(3) 基金の運用等について

- ・中期目標期間中の募金等の総額が15年度末までの5年間の出えん金の総額を上回るよう募金活動を実施、基金の安全かつ有利な運用

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業>

- ・ホームページに審査基準及び事業の採択・実施状況等を公表

<維持管理積立金の管理業務>

- ・廃掃法に基づく積立者に、運用利息額等を定期的に通知

【業務実績】

<地球環境基金業務>

(1) 助成事業に係る事項

- ア) 中期目標期間中、同一活動に係る継続3年超の交付件数は0件だった。また、助成対象の裾野を広げるため、助成を受けたことのない団体を対象とした「発展助成」を新設した。
- イ) 助成対象を国の政策目標等を勘案した分野に、助成対象地域をアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化した。国の重点分野等を勘案し、助成専門委員会における地球温暖化防止、循環型社会形成等の重点配慮事項に沿って重点的に採択した。(各年度において70%以上)
- ウ) 海外の対象地域については、アセアン地域などのアジア太平洋地域での活動に重点化した。(各年度において80%以上)
- エ) 助成金支払申請から支払までの1件当たりの平均処理期間を、平成15年度比で10%以上短縮した。(最終年度の平成20年度は、13.5%短縮)

助成金支払い処理期間の推移

区分	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
処理期間 平均日数 (a)	31.24日	30.53日	28.71日	27.79日	27.21日	27.03日
短縮率 {1 - (a/平成 15年度平均 日数)} × 100	—	2.3%	8.1%	11.0%	12.9%	13.5%

- オ) 毎年度、専門家により構成される助成専門委員会において、地球環境基金助成金交付に係る具体的な募集要領、審査方針を策定するとともに、要望案件についても同委員会で審査を行い、地球環境基金運営委員会での審議を経て助成対象を決定した。また、募集案内、

審査方針及び審査結果について、機構ホームページで公表した。

- 力) 評価専門委員会を平成16年8月に設置し、評価手法等を検討し、平成18年度から事後評価を実施し、評価結果を募集案内に反映した。また、事後評価の結果は、当該団体にフィードバックするとともに、機構ホームページで公表した。
- キ) 募集案内の公表、助成案件の内定及び助成金交付決定については、以下のとおり早期化を図った。

項目	H16年度	⇒	H20年度
募集案内公表日	12月22日	⇒	11月25日
内定日	4月27日	⇒	4月15日
交付決定日	7月14日	⇒	7月2日

- ク) 助成金交付要望、交付申請及び支払申請など助成金に係る各種様式は、申請等手続きに関する資料とともに機構ホームページからダウンロード可能とするなど利便性の向上を図った。
- ケ) 機構ホームページに助成金等に係るQ&Aを掲載するとともに、利用者の利便性を向上するため、平成20年度に地球環境基金のホームページをリニューアルした。
- コ) 毎年度、助成団体について団体名、活動名、助成額等を機構ホームページで公表するとともに、助成活動実績報告集及び事後評価結果についても、機構ホームページで公表した。

<参考>

助成事業実績

(単位：件、百万円)

区分	H16年度		H17年度		H18年度		H19年度		H20年度		計	
	件数	金額	件数	金額								
イ案件	58	247	57	235	48	203	44	175	44	168	251	1,028
ロ案件	7	22	9	31	7	23	5	16	8	24	36	116
ハ案件	138	446	136	438	115	353	125	402	153	486	667	2,125
計	203	715	202	704	170	579	174	593	205	678	954	3,269

イ 国内に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動

ロ 海外に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動

ハ 国内に主たる事務所を有する民間団体による国内における環境の保全を図るための活動

(2) 振興事業に係る事項

- ア) 調査研究は、国の政策目標や民間団体等のニーズに沿い、環境NGO総覧作成調査に重点化した。
- イ) 毎年度研修事業への参加者に対しアンケートを行い、全ての研修において有効回答者の70%以上から「有意義であった」との評価を得た。

(3) 基金の運用等について

地球環境基金事業の役割に対する理解が得られるよう、ホームページ、広報誌等の充実を図った結果、平成16年度からの累計額が226,192千円となり、中期計画に掲げた目標額(平成15年度末までの5ヶ年間の出えん金の総額64,207千円)を達成することができた。

また、地球環境基金の運用については、財政融資預託金を中心に安全かつ有利な運用に努めた。

各年度の出えん金の額 (単位：千円)

年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	合計
金額	15,431	14,112	51,418	68,633	76,598	226,192

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業>

環境大臣が指定する処理事業者から中小企業者等の保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の軽減等に関する助成金交付申請を受けて、慎重に審査を行い、助成金を交付した。

助成事業の実施状況についてはホームページで公表した。

ポリ塩化ビフェニル軽減事業実施状況

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	計
PCB廃棄物保管者(件)	0	81	100	669	3,834	4,684
処理台数(台)	0	195	245	1,542	3,994	5,976
交付金額(千円)	0	36,643	46,169	291,201	701,048	1,075,061

<維持管理積立金の管理業務>

積立者を管理する都道府県に対し、維持管理積立金の積立状況を通知するとともに、積立者に積立金の払込手続き等について通知した。また、積立者に対して、預り証書の発行及び運用利息額等の通知を実施した。さらに、維持管理積立金システムについて、新システムの構築作業を実施した。

平成19年12月24日閣議決定された独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、維持管理積立金の適正な運用を図るため、維持管理積立金の利息に関する規程及び維持管理積立金管理細則を改正し、平成20年2月から資金運用を開始した。

積立・取戻状況(平成21年3月31日現在) (単位：千円)

	H10~H15年度		H16年度		H17年度		H18年度	
積立	218件	3,451,692	74件	1,457,116	81件	1,850,226	1,017件	14,154,352
取戻(△)	3件	△2,487	2件	△3,420	2件	△41,072	5件	△152,275
残高		3,449,205		4,902,901		6,712,055		20,714,132

	H19 年度		H20 年度		累計額
	件数	金額	件数	金額	
積立	1,131 件	14,322,505	873 件	9,599,712	44,835,603
取戻 (△)	26 件	△717,530	35 件	△779,001	△1,695,785
残高		34,319,107		43,139,818	43,139,818

【自己評価】

<地球環境基金業務>

(1) 助成事業に係る事項

地球環境基金助成金については、助成先の固定化を回避するため、同一の活動に3年を超えて継続して助成せず、また、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に重点化を図るとともに、海外の助成地域についても、アセアン地域などアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図った。また、助成団体の利便性に配慮し、機構ホームページを利用して情報提供に努めたほか、助成金支給に係る処理期間を目標以上に短縮することができた。

(2) 振興事業に係る事項

振興事業については、調査研究は環境NGO総覧の作成のための調査に重点化し、また、民間団体等のニーズに応じ研修カリキュラムを見直し、目標を超える多くの参加者より「有意義であった」との評価を得ることができた。

(3) 基金の運用等について

民間企業等からの寄付金受入れに関して積極的に活動した結果、中期計画における寄付の受入目標額を上回る寄付金受入れを達成することができた。また、地球環境基金の運用については、安全かつ有利な運用に努めた。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業>

助成金交付要綱に基づいて事業を採択し、助成金を円滑に交付するとともに、助成対象事業の実施状況についてホームページで公表することができた。

<維持管理積立金の管理業務>

積立者に対する積立金の払込みの通知、預り証書の発行及び運用利息額等の通知を適切に実施することができた。また、維持管理積立金の管理のための新たなシステムを構築するとともに、安全性の確保を優先しつつ適切な運用に努めた。

【中期目標の概要】

● 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

＜石綿健康被害救済業務＞

- ・ 救済制度、申請手続き及び制度の運営状況を国民に周知
- ・ 認定申請の迅速な処理、救済給付の支給請求の迅速かつ適正な処理
- ・ 申請者等の個人情報の適切な管理
- ・ 納付義務者に対する制度の周知、拠出金の徴収

【中期計画の概要】

● 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

＜石綿健康被害救済業務＞

- ・ 広報実施計画を定め、ポスター、パンフレット、ホームページ等により広範な広報活動を実施
- ・ 手続の標準化を図り、認定申請の迅速な処理、救済給付の支給請求の迅速かつ適正な支給
- ・ 申請者等の個人情報の保護、情報処理システムの構築
- ・ 船舶所有者から一般拠出金、特別事業主から特別拠出金を徴収

【業務実績】

＜石綿健康被害救済業務＞

(1) 石綿健康被害救済制度の周知徹底を図るため、広報対象ごとに媒体を選択した広報実施計画を定め、当該計画に基づき広範な広報を行うとともに、特定の地域住民への広報や特定の業種向けの広報など広報対象を特定したきめ細かな広報活動を実施した。

18年度：制度発足に合わせ集中的に全国を対象とした広報を実施。

19年度：引き続き患者・遺族に対し、広く広報を行うとともに、医師に対して、救済対象疾病についての理解を深めていただくため、周知活動を実施。

20年度：改正法の施行に合わせ周知を行うとともに、対象者等に情報が届くようなきめ細かな広報を実施。

ア) 一般向け広報

全国紙、地方紙、週刊誌等を媒体として、制度の周知徹底に努めるとともに、ポスター、ちらしを作成し、都道府県、保健所、医療機関等に配布した。

広報媒体	H18年度	H19年度	H20年度
ポスター、ちらし	ポスター17万枚、 ちらし74万枚	—	ポスター18万枚、ちらし90万枚
全国紙	5紙のべ15回	5紙のべ16回	3紙1回

地方紙	49 紙 1 回	41 紙 1 回	47 紙 1 回
スポーツ紙	—	—	3 紙 1 回
週刊誌・月刊誌等	5 誌 7 回	10 誌	4 誌
ラジオ・テレビ放送	—	—	ラジオ 4 回、テレビ 2 回

イ) 特定住民・特定業種向け広報

患者の多い地域や過去に出稼ぎが盛んであったといわれる地域を中心としたきめ細かな広報を行うとともに、アスベストを取り扱っていた（いる）方々等へ救済制度を広く周知するための広報を実施した。

広報媒体	H18 年度	H19 年度	H20 年度
公共交通機関	2 社（車内広告）	1 社（車内広告）	9 社 435 駅（駅貼り広告）
自治体公報紙、折込ちらし	—	—	12 自治体 100 万部
業界専門誌（紙）	—	55 誌	32 誌
郵便局へのポスター掲出	—	—	356 局
リビング紙	1 紙 1 回	1 紙 1 回	1 紙 1 回
郵便現金納入袋表面広告	—	—	1073 局（6 自治体内）

ウ) 医師・看護師向け広報

医師及び看護師向けの専門誌による広報を行うとともに、医療機関及び中皮腫や肺がんに関連のある学会等の協力を得て、ポスター、医師向けの手引きを送付するとともに、セミナーを開催し周知を図った。

広報内容等	H18 年度	H19 年度	H20 年度
医師等への手引きの配布を依頼した医療機関等	512 医療機関	1,410 医療機関	4,099 医療機関
学会（地方会を含む）等での広報	—	14 学会	14 学会
医学専門誌への掲載	3 誌	15 誌	5 誌

エ) 患者・遺族等への広報

通院若しくは入院している患者及び家族の方に対して、一般向け医療系雑誌による広報を実施した。

広報媒体等	H18 年度	H19 年度	H20 年度
一般医療系雑誌	4 誌	5 誌	4 誌

オ) ホームページによる周知

機構ホームページのメニューのバナー化や各種届出様式のダウンロード化等を行い、利用者の利便性の向上・改善を図った。また、医療費の支給に係る認定状況や特別遺族弔慰金等の支給状況、統計資料等については、随時、記者発表を行うとともに、ホームページで公表した。

ホームページアクセス数

区 分	H18 年度	H19 年度	H20 年度
アクセス件数	75,000 件	61,009 件	69,232 件

カ) 救済制度に係る相談体制、マニュアル等の整備状況

無料電話や機構に設置した相談窓口において、石綿健康被害救済制度及び申請等手続きなどの相談に対応した。また、保健所等の担当者が認定給付に係る手続き等に適切に対応するため、「石綿による健康被害の救済給付に係る委託業務取扱要領」を作成・配布するとともに、毎年、保健所等担当者向け説明会を開催し、担当者の知識の向上を図った。

- (2) 船舶所有者に対し、パンフレットやチラシを配布するとともに、ポスターやホームページにより周知を図り、制度への理解を求めた。また、特別事業主に対し、事前説明を行い制度への理解を求めた。
- (3) 関係機関と連携を図り、船舶所有者及び特別事業主から拠出金の徴収・収納を適正に行った。

納付義務者	H19 年度	H20 年度
一般拠出金（船舶所有者）	13,817 千円	12,697 千円
特別拠出金（特別事業主）	335,756 千円	334,791 千円

- (4) 手続の標準化を図り、認定申請の迅速な処理、救済給付の支給の請求の迅速かつ適正な支給を行った。
- (5) 石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するため、認定申請書、特別遺族弔慰金請求書及び平成20年12月の改正法に伴い未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等請求書について、それぞれ書類の受付後の点検、書類審査、環境大臣への医学的事項に係る判定の申出、判定結果の通知後の認定等決定までの一連の事務処理方法について、「受付・審査・決定等執務マニュアル」を作成・見直しを行い、適正かつ迅速に処理を行った。
- (6) 申請書等の個人情報記載された書類は、鍵付書庫への保管と、会議等で配布する場合であってもその回収及び破棄など厳重な管理をしている。

(7) ①申請受付状況

(単位：件)

区分		H18年度	H19年度	H20年度	累計
療養者	中皮腫	1,155	771	688	2,614
	肺がん	519	269	270	1,058
	不明	70	33	34	137
	計	1,744	1,073	992	3,809
施行前死亡者遺族	中皮腫	1,799	250	858	2,907
	肺がん	358	87	87	532
	不明	24	15	17	56
	計	2,181	352	962	3,495
未申請死亡者遺族	中皮腫			85	85
	肺がん			34	34
	不明			1	1
	計			120	120
合計	中皮腫	2,954	1,021	1,631	5,606
	肺がん	877	356	391	1,624
	不明	94	48	52	194
	計	3,925	1,425	2,074	7,424

- 注) 1.平成18年度については、制度発足から平成18年3月31日を含む。次の②、③表においても同じ。
2.「不明」：申請時にいずれの疾病であるかが明かされていないもの、指定疾病以外の疾病名で申請のあったものなど。次の②、③表においても同じ。

②療養者に係る認定等の状況

(単位：件)

		H18年度	H19年度	H20年度	累計
認定	中皮腫	627	525	566	1,718
	肺がん	172	117	142	431
	計	799	642	708	2,149
不認定	中皮腫	72	102	70	244
	肺がん	77	122	105	304
	不明	76	24	6	106
	計	225	248	181	654
取下げ	中皮腫	121	97	115	333
	肺がん	65	74	68	207
	不明	21	17	18	56
	計	207	188	201	596

合 計	中皮腫	820	724	751	2,295
	肺がん	314	313	315	942
	不明	97	41	24	162
	計	1,231	1,078	1,090	3,399

注) 認定欄の疾病区分は認定された区分によるものであり、他の欄の疾病区分は申請書に記載された疾病区分による。

③施行前死亡者の遺族からの特別遺族弔慰金等請求書受付状況及び認定等の状況

(単位：件)

区 分		H18年度	H19年度	H20年度	累計
認定	中皮腫	1,538	279	458	2,275
	肺がん	52	41	28	121
	計	1,590	320	486	2,396
不認定	中皮腫	14	23	4	41
	肺がん	36	169	77	282
	不明	2	8	0	10
	計	52	200	81	333
取下げ *1	中皮腫	123	29	15	167
	肺がん	57	25	10	92
	不明	0	8	2	10
	計	180	62	27	269
合 計	中皮腫	1,675	331	477	2,483
	肺がん	145	235	115	495
	不明	2	16	2	20
	計	1,822	582	594	2,998

*1 主な理由：労災保険等支給、医学的資料が整わない。

④未申請死亡者の遺族からの請求受付状況及び認定等状況

平成20年度（改正法施行日平成20年12月1日～平成21年3月31日）

(単位：件)

	中皮腫	肺がん	計
認定	5	2	7
不認定	0	0	0
取下げ	1	1	2
合 計	6	3	9

(8) 救済給付の支給状況について

ア) 石綿による健康被害の救済に関する法律の施行以来、療養者等に対する医療費等の給付は4,335百万円、死亡者の遺族に対しては6,817百万円、合わせて累計11,151百万円を給付した。

(単位：件、千円)

救済給付の種類	H18年度		H19年度		H20年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
医療費	1,579	53,480	7,093	227,669	9,624	316,617	18,296	597,766
療養手当	1,032	324,905	2,873	694,059	3,867	1,034,398	7,772	2,053,362
葬祭料	213	42,387	367	73,033	391	77,809	971	193,229
救済給付調整金	189	511,399	316	709,718	127	269,047	632	1,490,164
特別遺族弔慰金・特別葬祭料	1,531	4,591,469	332	995,668	410	1,229,590	2,273	6,816,727
計	4,544	5,523,640	10,981	2,700,147	14,419	2,927,461	29,944	11,151,248

イ) 毎年度、被認定者等に対して、認定申請に際しての申請手続きや申請相談等が円滑に行われているか等の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえて、医療関係者への広報の充実を図るとともに、部内研修の充実などを行った。

【自己評価】

<石綿健康被害救済業務>

(1) 石綿健康被害救済制度について、効果的な広報を行うとともに、法改正に伴うきめ細かな広報を実施した。

また、申請・請求手続きが速やかに行えるように、分かりやすく記述したパンフレットを各種作成し、保健所や医療機関等に広く配布するとともに、ホームページに申請書類等の記載例を掲載するなど適切な情報の提供を行うことにより、健康被害者及びその遺族の方に対する迅速な救済を図ることができた。

(2) 納付義務者に対し、パンフレットやホームページ等により制度への理解を求めた結果、拠出金を適正かつ円滑に徴収し収納することができた。

(3) 制度発足から平成21年3月末までの認定申請等の累計は7,424件であり、認定等が終了したものは6,406件となり、9割弱の処理を行った。

今後、執務マニュアルに基づき適正かつ迅速に処理を行っていくこととする。

(4) 救済給付の支給について、執務マニュアルの作成により手続を標準化し、さらに必要に応じ実態に即した事務処理の改善を行うための見直しを順次行い、迅速かつ適正な支給を行うことができた。

【中期目標の概要】

●財務内容の改善に関する事項

- (1) 予算、収支計画及び資金計画の作成等
 - ・「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した予算及び資金計画等の作成
- (2) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理
 - ・返済確実性の認められない債権の償却処理
 - ・正常債権以外の債権から200億円を上回る回収
 - ・環境省は債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を各年度要求

【中期計画の概要】

●予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

- (1) 予 算 別表－1～5
- (2) 収支計画 別表－6～10
- (3) 資金計画 別表－11～15

参考 運営費交付金算定ルール 別紙

- (4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理
 - ・返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理
 - ・債権管理回収業務の積極的推進、中期目標期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収
 - ・繰越欠損金のうち元本債権の貸倒引当金相当額の解消に必要な補助金を今後10年間で予算の定めにより交付されることを見込む
 - ・回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金は、中期目標期間中に解消を図ることとし、上記補助金と合わせ、予算の定めにより交付されることを見込む

●短期借入金の限度額

年度内における短期借入金限度額は26,000百万円

●重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない

●剰余金の使途

- ・公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等の推進
- ・石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・債権管理回収業務に係る経費
- ・人材育成及び広報の充実

計画予算（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	12,896	12,776	△120
国庫補助金	35,658	33,480	△2,178
その他の政府交付金	101,661	110,976	9,315
都道府県補助金	10,000	10,125	125
長期借入金	70,100	18,400	△51,700
環境再生保全機構債券	27,000	26,992	△8
業務収入	414,789	400,175	△14,614
受託収入	326	383	57
運用収入	8,488	8,015	△473
その他収入	5,700	4,631	△1,069
計	686,618	625,953	△60,665
[支出]			
業務経費	418,435	326,090	△92,345
公害健康被害補償予防業務経費	329,442	300,185	△29,257
うち人件費	915	816	△99
石綿健康被害救済業務経費	56,071	14,160	△41,911
うち人件費	1,488	863	△625
基金業務経費	24,546	4,993	△19,553
承継業務経費	8,377	6,752	△1,625
うち人件費	147	122	△25
受託経費	326	380	54
借入金等償還	232,531	208,703	△23,828
支払利息	25,427	22,516	△2,911
一般管理費	4,548	3,186	△1,362
人件費	6,605	5,807	△798
計	687,872	566,682	△121,190

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	2,761	2,761	0
国庫補助金	283	376	93
その他の政府交付金	61,311	56,690	△4,621
業務収入	256,037	231,713	△24,324
受託収入	326	364	38
運用収入	7,529	6,950	△579
その他収入	44	626	582
計	328,291	299,480	△28,811
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	329,442	300,185	△29,257
うち人件費	915	816	△99
承継勘定へ繰入	20	20	0
受託経費	326	361	35
一般管理費	1,440	1,083	△357
人件費	3,051	3,004	△47
計	334,278	304,653	△29,625

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	40,350	54,286	13,936
業務収入	16,500	2,544	△13,956
受託収入	0	19	19
その他収入	15	878	863
計	56,865	57,727	862
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	56,071	14,160	△41,911
うち人件費	1,488	863	△625
受託経費	0	19	19
一般管理費	571	457	△114
人件費	223	77	△146
計	56,865	14,713	△42,152

別表-4

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	4,997	4,897	△100
国庫補助金	10,000	10,000	0
都道府県補助金	10,000	10,125	125
運用収入	959	1,065	106
その他収入	5,071	861	△4,210
計	31,027	26,948	△4,079
[支出]			
業務経費			
基金業務経費	24,546	4,993	△19,553
一般管理費	583	576	△7
人件費	984	770	△214
計	26,113	6,339	△19,774

別表-5

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	5,138	5,118	△20
国庫補助金	25,375	23,104	△2,271
長期借入金	70,100	18,400	△51,700
環境再生保全機構債券	27,000	26,992	△8
業務収入	142,252	165,918	23,666
公害健康被害補償予防業務勘定より受入	20	20	0
その他収入	571	2,266	1,695
計	270,455	241,818	△28,637
[支出]			
業務経費			
承継業務経費	8,377	6,752	△1,625
うち人件費	147	122	△25
借入金等償還	232,531	208,703	△23,828
支払利息	25,427	22,516	△2,911
一般管理費	1,954	1,070	△884
人件費	2,347	1,956	△391
計	270,636	240,997	△29,639

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	513,953	449,692	△64,261
經常費用	513,953	449,660	△64,293
公害健康被害補償予防業務経費	328,829	299,542	△29,287
石綿健康被害救済業務経費	55,991	14,312	△41,679
基金業務経費	24,458	4,911	△19,547
承継業務経費	68,607	91,363	22,756
一般管理費	11,573	16,784	5,211
減価償却費	83	312	229
雑損	0	18	18
財務費用	24,412	22,418	△1,994
臨時損失	0	32	32
収益の部	539,904	460,040	△79,864
經常収益	539,904	458,850	△81,054
運営費交付金収益	12,896	12,591	△305
国庫補助金収益	283	369	86
その他の政府交付金収益	63,010	58,611	△4,399
公害健康被害予防基金預り金取崩益	6,000	6,000	0
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	20,097	1,150	△18,947
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	53,609	12,625	△40,984
財源措置予定額収益	23,400	479	△22,921
受託収入	326	366	40
業務収入	324,601	316,221	△8,380
運用収入	8,488	8,022	△466
その他の収益	267	15,914	15,647
財務収益	26,927	26,502	△425
臨時利益	0	1,190	1,190
純利益	25,951	10,348	△15,603
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	25,951	10,348	△15,603

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	334,299	304,967	△29,332
經常費用	334,299	304,950	△29,349
公害健康被害補償予防業務経費	328,829	299,928	△28,901
補償業務経費	316,597	287,771	△28,826
予防業務経費	12,232	12,157	△75
一般管理費	5,404	4,788	△616
減価償却費	66	233	167
雑損	0	0	0
臨時損失	0	17	17
収益の部	334,292	305,504	△28,788
經常収益	334,292	304,328	△29,964
運営費交付金収益	2,761	2,682	△79
国庫補助金収益	283	369	86
その他の政府交付金収益	61,311	56,688	△4,623
公害健康被害予防基金預り金取崩益	6,000	6,000	0
業務収入	256,037	230,618	△25,419
受託収入	326	348	22
資産見返負債戻入	0	35	35
運用収入	7,529	6,952	△577
その他収入	29	127	98
財務収益	15	277	262
雑益	0	231	231
臨時利益	0	1,175	1,175
純利益	△7	537	544
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	△7	537	544

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	56,795	14,608	△42,187
經常費用	56,795	14,608	△42,187
石綿健康被害救済業務経費	55,991	14,312	△41,679
一般管理費	795	254	△541
減価償却費	10	42	32
収益の部	56,832	14,608	△42,224
經常収益	56,832	14,608	△42,224
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	53,609	12,625	△40,984
拠出金収入	1,500	0	△1,500
その他の政府交付金収益	1,699	1,923	224
受託収入	0	18	18
資産見返負債戻入	0	39	39
財務収益	0	0	0
雑益	0	0	0
その他の収益	25	3	△22
純利益	37	0	△37
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	37	0	△37

(基金勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	26,112	6,421	△19,691
經常費用	26,112	6,418	△19,694
基金業務経費	24,459	4,911	△19,548
地球環境基金業務費	4,096	3,618	△478
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	20,097	1,152	△18,945
維持管理積立金業務費	266	141	△125
一般管理費	1,652	1,499	△153
減価償却費	1	8	7
臨時損失	0	2	2
収益の部	26,112	7,096	△19,016
經常収益	26,112	7,093	△19,019
運営費交付金収益	4,997	4,858	△139
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	20,097	1,150	△18,947
地球環境基金運用収益	705	955	250
維持管理積立金運用収益	254	114	△140
寄付金収益	50	0	△50
資産見返負債戻入	1	7	6
雑益	7	8	1
臨時利益	0	2	2
純利益	0	675	675
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	0	675	675

(承継勘定)	(単位：百万円)		
区分	計画額	実績額	差額
費用の部	96,747	124,081	27,334
經常費用	96,747	124,069	27,322
承継業務費	68,607	91,363	22,756
一般管理費	3,722	10,242	6,520
減価償却費	7	29	22
財務費用	24,412	22,418	△1,994
雑損	0	18	18
臨時損失	0	12	12
収益の部	122,668	133,218	10,550
經常収益	122,668	133,206	10,538
運営費交付金収益	5,138	5,051	△87
割賦譲渡元金収入	67,064	85,622	18,558
財源措置予定額収益	23,400	479	△22,921
資産見返負債戻入	7	4,525	4,518
財務収益	26,911	26,225	△686
雑益	148	11,304	11,156
臨時利益	0	12	12
純利益	25,921	9,137	△16,784
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益	25,921	9,137	△16,784

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画（総計）

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	755,030	1,328,867	573,837
業務活動による支出	463,391	361,283	△102,108
投資活動による支出	29,979	716,389	686,410
財務活動による支出	232,531	208,769	△23,762
次期中期目標期間への繰越金等	29,129	42,426	13,297
資金収入	755,030	1,328,867	573,837
業務活動による収入	595,744	617,146	21,402
運営費交付金収入	12,896	12,776	△120
国庫補助金収入	35,658	29,276	△6,382
その他の政府交付金収入	101,661	110,971	9,310
都道府県補助金収入	10,000	12,125	2,125
業務収入	412,792	397,092	△15,700
受託収入	326	361	35
運用収入	8,556	8,245	△311
その他の収入	13,855	46,299	32,444
投資活動による収入	35,834	624,987	589,153
財務活動による収入	97,100	45,618	△51,482
当期中期目標期間の期首資金残高等	26,351	41,116	14,765

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	375,295	613,477	238,182
業務活動による支出	334,538	304,976	△29,562
投資活動による支出	29,878	306,547	276,669
財務活動による支出	0	1	1
次期中期目標期間への繰越金等	10,880	1,954	△8,926
資金収入	375,295	613,477	238,182
業務活動による収入	326,363	297,579	△28,784
運営費交付金収入	2,761	2,761	0
国庫補助金収入	283	173	△110
その他の政府交付金収入	61,311	56,688	△4,623
業務収入	254,040	229,399	△24,641
受託収入	326	352	26
運用収入	7,597	7,113	△484
その他の収入	44	1,093	1,049
投資活動による収入	35,834	299,525	263,691
財務活動による収入	0	0	0
当期中期目標期間の期首資金残高等	13,098	16,373	3,275

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	56,865	338,559	281,694
業務活動による支出	56,755	13,642	△43,113
投資活動による支出	81	322,837	322,756
財務活動による支出	0	0	0
次期中期目標期間への繰越金等	29	2,080	2,051
資金収入	56,865	338,559	281,694
業務活動による収入	56,865	57,959	1,094
その他の政府交付金収入	40,350	54,282	13,932
地方公共団体等拠出金収入	16,500	2,532	△13,968
その他の収入	15	1,136	1,121
受託収入	0	10	10
投資活動による収入	0	280,600	280,600
当期中期目標期間の期首資金残高等	0	0	0

別表-14

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	52,034	122,911	70,877
業務活動による支出	34,125	7,859	△26,266
投資活動による支出	0	77,579	77,579
財務活動による支出	0	0	0
次期中期目標期間への繰越金等	17,909	37,473	19,564
資金収入	52,034	122,911	70,877
業務活動による収入	39,181	66,020	26,839
運営費交付金収入	4,997	4,897	△100
国庫補助金収入	10,000	6,000	△4,000
都道府県補助金収入	10,000	12,125	2,125
運用収入	959	1,132	173
その他の収入	13,225	41,866	28,641
投資活動による収入	0	40,475	40,475
財務活動による収入	0	226	226
当期中期目標期間の期首資金残高等	12,853	16,191	3,338

別表-15

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	270,855	254,728	△16,127
業務活動による支出	37,994	35,614	△2,380
投資活動による支出	19	9,426	9,407
財務活動による支出	232,531	208,768	△23,763
次期中期目標期間への繰越金等	311	919	608
資金収入	270,855	254,728	△16,127
業務活動による収入	173,355	196,396	23,041
運営費交付金収入	5,138	5,118	△20
国庫補助金収入	25,375	23,104	△2,271
業務収入—債権回収からの収入	142,252	165,162	22,910
その他の収入	571	2,992	2,421
公害健康被害補償予防業務勘定からの受入	20	20	0
投資活動による収入	0	4,387	4,387
財務活動による収入	97,100	45,392	△51,708
当期中期目標期間の期首資金残高等	400	8,553	8,153

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

財務の状況について

ア) 各勘定別の中期計画期間の利益は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	①計画額	②実績額	増減 (②-①)	主な増減要因
公健勘定	△7	537	544	運営費交付金の精算収益化(165)及び業務の効率化等(379)によるもの。
石綿勘定	37	-	△37	(利益の発生なし)
基金勘定	0	675	675	運営費交付金の精算収益化(675)によるもの。
承継勘定	2,521	9,137	6,616	運営費交付金の精算収益化(2,160)、利息収支差等(4,456)によるもの。
合計	2,551	10,348	7,797	

(注) 承継勘定の計画額は5年間の補助金受入見込額(23,400)を控除した金額で整理している。

イ) 各勘定の中期目標期間の利益剰余金(積立金)は、上記の利益が積立てられ、以下のとおりとなっている。

なお、次期中期目標期間へ公健勘定870百万円、承継勘定6,989百万円の繰越承認を受けている。

(単位：百万円)

	①H16年度期首	②H20年度末	計画期間積立額(②-①)
公健勘定	499	1,035	537
石綿勘定	-	-	-
基金勘定	-	675	675
承継勘定	-	9,137	9,137
合計	499	10,847	10,348

ウ) 中期目標期間の最終年度であり、運営費交付金の精算収益化を実施したため、運営費交付金債務は存在しない。

なお、平成20年度に精算収益化をした金額は、下記のとおり。

(単位：百万円)

	精算収益化額	主な要因
公健勘定	165	業務の効率的実施による経費の削減
基金勘定	675	運営費交付金に充当する自己収入(運用利息)の増及び経費の節減
承継勘定	2,160	運営費交付金に充当する自己収入(遅延損害金)の増及び経費の節減

エ) 資金運用の実績、資金運用の基本方針等

基金運用利息

(単位：百万円)

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	計
公害健康被害予防基金	1,632	1,469	1,417	1,290	1,138	6,946
地球環境基金	191	195	189	194	186	955

・資金の運用については、独立行政法人環境再生保全機構の資金の管理及び運用に関する規程及び各基金の運用方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行っている。

オ) 資金運用している債券の時価（為替リスクを含む）情報の明示状況

資金運用をしている債券については、財務諸表の注記事項で時価の情報を開示しているところである。

カ) 剰余金の使途の状況

該当なし

【自己評価】

ア) 業務運営の効率化及び利息収支差等により、実質計画額を上回る利益を確保することができた。

イ) 利益剰余金の一部を次期中期目標期間へ繰り越すことにより、業務の実施に必要な財源の確保を図ることができた。

ウ) 債権回収努力等により運営費交付金に充当する自己収入を増大させたこと及び業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。

エ) 各基金の運用方針等に基づき、安全かつ効率的な運用が図れた。

オ) 資金運用している債券の時価については、適切な開示が図れた。

運営費交付金算定ルール

〔運営費交付金の算定方式〕

1. 平成16年度は、積上げ方式による。
2. 平成17年度から20年度は、運営費交付金算定ルールによる。

〔運営費交付金算定ルール〕

運営費交付金 (Gy)

$$= \text{一般管理費 (Ay)} + \text{事業費 (By)} + \text{特殊要因 (X)} - \text{自己収入差額 (Y1)} \\ - \text{運営費交付金対象外事業収益 (Y2)}$$

(注) 一般管理費及び事業費の積算根拠は、運営費交付金から充当された経費を前提とする。(以下、同じ。)

1. 一般管理費 (Ay) = (人件費 (Sy) + その他一般管理費 (Cy))
× 一般管理費効率化係数 ($\alpha 1$) + 退職手当

① 人件費 (Sy) = 役職員給与 (退職手当除く) + 法定福利費

○ 16年度は、積上げ方式による。

○ 17年度以降 = 前年度人件費 (Sy-1) × 人件費調整係数 (σ)

(注) 退職手当は、毎年度予算編成過程において決定

② その他一般管理費 (Cy) = ①の人件費及び退職手当を除く一般管理費

○ 16年度は、積上げ方式による。

○ 17年度以降 = 前年度その他一般管理費 (Cy-1) × 消費者物価指数 (β)

2. 事業費 (By)

○ 16年度は、積上げ方式による。

○ 17年度以降 = 前年度事業費 (By-1) × 事業費効率化係数 ($\alpha 2$) × 消費者物価指数 (β) × 政策係数 (γ)

3. 特殊要因 (X) = 緑地事業 (平成17年度終了予定) に必要な経費及びその他特殊要因に基づく必要な経費。毎事業年度の予算編成過程において決定。

4. 自己収入差額 (Y1) = 運営費交付金を財源として実施する事務事業から生じるであろう雑収入 (遅延損害金等) の見積り額の前年度からの差額と地球環境基金運用収入の平成16年度からの増額分

○ 16年度は、積み上げ方式による。

○ 17年度以降

① 雑収入差額 = 前年度自己収入 (Y1-1) × 収入政策係数 ($y 1$) - 前年度自己収入 (Y1-1)

$$\textcircled{2}\text{地球環境基金運用収入増額分} = \text{前年度自己収入 (Y1-1')} \times \text{収入政策係数 (y2)} - \text{平成16年度の自己収入}$$

(注1) 本地球環境基金運用収入増額分がマイナスの場合は0とする。

$$5. \text{運営費交付金対象外事業収益 (Y2)} = \text{運営費交付金を財源として実施しない事務事業から生じるであろう自己収入} - \text{当該収入に係る支出}$$

○ 16年度は、積上げ方式による

$$\text{○ 17年度以降} = \text{前年度当該自己収入 (Y2-1)} \times \text{収入政策係数 (y3)} - \text{前年度当該自己収入に係る支出}$$

(注1) 補助金、交付金及び基金運用収入（地球環境基金を除く）による事務事業を除く。

(注2) 本収益がマイナスの場合には0とする。

〔注記〕 前提条件

- 一般管理費効率化係数 ($\alpha 1$) : 中期目標期間中 15%削減達成を勘案した割合
(自己収入を考慮しない)
- 事業費効率化係数 ($\alpha 2$) : 中期目標期間中 5%削減達成を勘案した割合
(自己収入を考慮しない)
- 消費者物価指数 (β) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 政策係数 (γ) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 人件費調整係数 (σ) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 自己収入政策係数 (y1) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 自己収入政策係数 (y2) : 毎年度の予算編成過程において決定
- 自己収入政策係数 (y3) : 毎年度の予算編成過程において決定

(中期目標期間における運営費交付金は、次の係数を用いて推計)

項 目		係 数
一般管理費効率化係数	($\alpha 1$)	0.96075
事業費効率化係数	($\alpha 2$)	0.990
消費者物価指数	(β)	1.000
政策係数	(γ)	1.000
人件費調整係数	(σ)	1.000
自己収入政策係数	(y1)	1.000
自己収入政策係数	(y2)	1.000
自己収入政策係数	(y3)	1.000

【業務実績】

(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

ア) 実質破たん先債権を含め、償却適状となった債権については迅速な償却に努め、中期計画期間中の5年間で合計約114億円の償却を行った。

償却処理状況

(単位：百万円)

期首の債権区分	貸倒償却額					
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	合計
破産更生債権等	3,135	652	553	390	707	5,437
貸倒懸念債権	1,599	2,569	941	311	562	5,982
合計	4,734	3,221	1,494	701	1,269	11,419

イ) 債務者の実情に応じ、返済懇請、法的処理、債権分割等の方法を駆使して積極的な回収に取り組み、中期計画期間中の5年間で、正常債権以外の債権から約449億円の回収を行った。債権回収計画は、年度計画で各年度40億円を上回る回収を目標としていたが、平成16年度及び平成17年度は、返済懇請の交渉や債権分割協議がまとまり、金融機関の肩代わりによる一括返済等があり、目標額を大幅に上回ることができた。また、平成18年度以降は、一括返済は減少したものの、債権分割後の定期償還等で安定した回収が得られた。

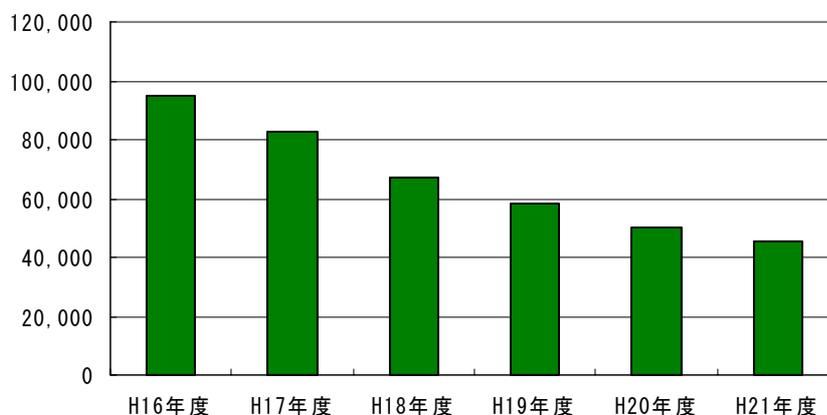
正常債権以外の債権からの回収状況

(単位：億円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	合計
返済懇請	50	82	23	11	16	182
法的処理	5	2	4	12	7	30
債権分割	56	66	42	42	31	237
合計	111	150	69	65	54	449

ウ) 上述したとおり、償却適状となった債権の迅速な償却と積極的な回収に努めた結果、旧環境事業団から承継された債権のうち、破産更生債権等及び貸倒懸念債権の残高は、平成16年度期首952億円から平成20年度末436億円へと半分以下に縮小した。

破産更生債権等及び貸倒懸念債権の期首残高推移(単位：百万円)



エ) 債権管理回収業務補助金が5年間で総額211億円交付され、繰越欠損金のうち元本債権の貸倒引当金相当額(16年度期首346億円)及び回収不能利息の償却処理相当額(16年度期首11億円)等の解消を進めた。

(5) 短期借入金について

短期借入金については、過去5年間における借入残高の最高額は平成20年3月18日から平成20年3月31日の9,300百万円であり、いずれの年度も限度額26,000百万円の範囲内であった。

(6) 保有資産の見直し(減損処理)

固定資産の減損会計については、減損額は算出されなかった。

【自己評価】

(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

迅速な償却と積極的な回収に努めた結果、第1期中期計画期首の正常債権以外の債権残高を大幅に減少させるとともに、正常債権以外の債権に係る200億円を上回る回収という数値目標も、大幅に上回って達成することができた。

(5) 短期借入金について

資金の計画的、機動的な管理に努め、短期借入金の限度額の範囲内での借入を行った結果、年4回(5月、9月、11月、3月)の財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。

(6) 保有資産の見直し(減損処理)

固定資産の減損会計については、適切な処理が図れた。

【中期目標の概要】

● その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

- ・「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した人事計画の策定
- ・ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し

(2) その他業務運営に関すること

- ・ 建設譲渡事業の施設整備を終了予定年度（17年度）内に完了させるよう進行管理
- ・ 公害健康被害予防基金から公害健康被害の補償等に関する法律に定める予防事業の実施に充てるため、東京都に対し60億円を拠出

【中期計画の概要】

● その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

なし

(2) 人事に関する計画

- ・ 職員の業績を適正に評価するとともに、研修等により職員の能力開発、知識、技術の向上を図り効果的な人員配置を実施
- ・ 中期計画期間中において、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間における人員の5%以上を削減
- ・ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める

(3) 積立金の処分に関する事項

なし

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

- ・ 建設譲渡事業の進行を管理し、譲渡契約に基づき終了予定年度（17年度）内に施設整備を終了
- ・ 公害健康被害予防基金から公害健康被害の補償等に関する法律に定める予防事業の実施に充てるため、東京都に対し60億円を拠出

【業務実績】

(2) 人事に関する計画

ア) 機構発足時の常勤職員数131人を102人に減らすとともに、石綿健康被害救済業務の追加に伴い常勤職員44名を増員し、平成20年度末には常勤職員数146人とした。これにより、平成18年度以降の5年間における人員の5%以上の削減を達成した。

また、人員配置については、①職員に対する人事関係意向等調査、②新人事評価制度による業務計画表、業績評価、発揮能力評価及び能力開発計画書、③各部管理職へのヒアリング、④個々の職員の人事データを基に、職員の適性や勤務状況を把握し、適材適所に応じた人員配置を実施した。

○常勤職員数推移

(単位：人)

	H16年度		H17年度			H18年度			H19年度		H20年度	
	期首	期末	期首	期中	期末	期首	期中	期末	期首	期末	期首	期末
常勤職員	131	114	114	118	116	116	156	154	154	152	152	146
増減	—	△17	—	4 (※1)	△2	—	40 (※2)	△2	—	△2	—	△6

(注) 石綿健康被害救済業務の追加に伴い、平成17年度期中に4名(※1)、平成18年期中に40名(※2)が増員された。

イ) 職員の責任と役割分担を明確にし、業務を適切かつ着実に遂行するため、新人事評価制度を導入した。平成16年度に基本設計を行い、平成17年度に試験運用を行い、平成18年度から本格運用を開始した。

新人事評価制度では、組織目標と連動した業務計画の作成と評価を、各部門の上司と部下の面談を経て実施している。また、人事評価の結果を平成19年度より賞与に、平成20年度より昇給に反映させるようにした。

ウ) 職員研修計画に基づき、環境教育の推進のための環境保全に関する研修、コンプライアンス研修、セクシュアル・ハラスメント防止研修、健康管理研修等のほか、外部研修機関による各種研修などを実施した。

研修の実績(研修講座数、参加人数)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
外部研修	18講座、33人	22講座、43人	24講座、55人	29講座、54人	28講座、54人
内部研修	1講座、40人	3講座、365人	7講座、615人	7講座、710人	9講座、690人
合計	19講座、73人	25講座、773人	31講座、670人	36講座、764人	37講座、744人

- エ) 国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、本俸の引き下げなど給与体系の見直し、役職手当の定率制から定額制への移行による削減、賞与支給割合の引き下げなど、給与水準の抑制に努めた。
- オ) 平成18年10月17日の閣議決定に基づき、国家公務員給与水準との比較を行うラスパイレス指数について、ホームページで公表した。

	H18年度	H19年度	H20年度	対前年度差
対国家公務員指数 (参考)	119.3	114.7	113.9	△0.8
地域勘案	117.4	113.2	113.1	△0.1
学歴勘案	113.9	110.3	110.1	△0.2
地域・学歴勘案	115.2	111.2	111.6	0.4

国家公務員に比べて機構職員の給与水準（ラスパイレス指数）が高くなっている主な理由としては、次の3点が影響しているものと考えられる。

- ① 組織規模、予算が抑制されている中で、専門性の高い業務を実施するため、専門的・技術的な知識能力を有する人材を獲得する必要があることから、国家公務員に比べて大学卒の職員が多い職員構成となっている（国49.1%、機構81.6%）。
 - ② 当機構は多岐にわたる業務を実施しており、各業務の専門部署を設置することから、国家公務員と比較して管理職の割合が高くなっている（国13.9%（行（一）6級以上）、機構29.9%）。
 - ③ 当機構の事務所は都市部に所在しており、国の出先機関（国家公務員全体の2/3）を含めた全国平均で集計される国家公務員の給与とは地域差が生じる。また地域差を勘案したラスパイレス指数は、当機構が平成16年2月、国の要請（多極分散型国土形成促進法第4条の基本方針）に基づき、東京都内から現在の神奈川県川崎市に移転したことに伴い、川崎市等に所在する国の出先機関等の給与水準が比較対象となっているものである。なお、引き続き本部事務所が東京都内に所在していると仮定した場合、ラスパイレス指数は100程度で、国と同水準と試算される。
- カ) 福利厚生費のうち、法定外福利厚生費の一部を見直し、レクリエーション行事への公費補助は平成20年度に廃止した。また、その他の法定外福利厚生費については、今後見直しを検討することとしている。

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

- ア) 旧環境事業団から承継した緑地整備関係建設譲渡事業のうち最終譲渡となった静岡（富士）地区大気汚染対策事業は、第2東名自動車道の工事の遅れによって、その高架下に相当する部分の公園整備を一部繰り越して行うこととなったものの、平成18年度中にすべての工事を完成させ、譲渡した。
- イ) 環境大臣からの中期目標による指示及び中期計画の変更認可を受けて、「東京大気汚染訴訟の和解に基づく公害健康被害予防事業助成金交付要綱」を制定し、同要綱に基づき、補

償法附則第10条第1項の規定による拠出金の充当に係る環境大臣の認可を得て、公害健康被害予防基金から、東京都に対し、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成した。

【自己評価】

(2) 人事に関する計画

- ア) 石綿健康被害救済業務の追加があったものの、業務の改善、人員配置の計画的な見直しを適切に実施することにより、平成20年度末の常勤職員数を146名とし、平成18年度以降の5年間における人員の5%以上の削減を中期計画期間中に達成することができた。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを適切に実施し、人件費の抑制を図ることができた。
- イ) 研修に職員を積極的に参加させ、業務上必要な知識・技術の向上を図ることができた。
- ウ) 人員配置は、①職員に対する人事関係意向等調査、②新人事評価制度による業務計画表、業績評価、発揮能力評価及び能力開発計画書、③各部管理職へのヒアリング、④個々の職員の人事データを基に、職員の適性や勤務状況を把握し、適材適所に応じた配置を行うことができた。
- エ) 新人事評価制度を導入し、職員一人ひとりの意識の向上を図るため業績評価及び発揮能力評価を行い、その結果を賞与及び昇給に反映することにより、職員の意識向上を図ることができた。

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

- ア) 旧環境事業団から承継した緑地整備関係建設譲渡事業のうち最終譲渡となった静岡（富士）地区大気汚染対策事業は、第2東名自動車道の工事の遅れによって、その高架下に相当する部分の公園整備を一部繰り越して行うこととなったものの、平成18年度中にすべての工事を完成させ、譲渡することができた。
本事業は、事業懇話会等を設置して、地元住民等の意見を反映させるなどしながら事業を進めたものであり、譲渡先の富士市にも好評であった。この事業をもって、すべての建設譲渡事業は完了した。
- イ) 補償法附則第10条第1項の規定により拠出金の充当に係る環境大臣の認可を得て、公害健康被害予防基金から、東京都に対し、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成することができた。

< 参 考 >

中期計画数値目標達成状況一覧

計画期間	第1期 平成16年度～20年度	達成状況				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
中期計画に定められた数値目標一覧						
●業務運営の効率化						
①一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、平成20年度において、平成15年度比で15%（統合発足初年度である平成16年度比で10%）を上回る削減。石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、平成18年度比で6%を上回る削減	一般管理費	28.6%	24.3%	33.9%	32.8%	39.2%
	石綿健康被害救済費に係る一般管理費	—	—	—	48.5%	45.6%
②事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、毎事業年度1%以上の業務の効率化。運営費交付金を充当する事業費について、平成20年度において、平成15年度比で5%を上回る削減を各勘定で実施。債権回収委託費について、平成16年度比で3割を上回る削減。石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）について、平成18年度比で2%を上回る削減	事業費	1.4%	7.4%	4.5%	9.8%	5.6%
	運営費交付金を充当する事業費（公健勘定）	12.8%	3.0%	1.3%	0.7%	13.0%
	〃（基金勘定）	11.3%	11.8%	24.3%	21.6%	10.0%
	〃（承継勘定）	3.4%	35.9%	41.1%	35.6%	34.8%
	債権回収委託費	23.3%	53.3%	46.7%	43.3%	40.0%
	石綿健康被害救済関係経費に係る事業費	—	—	—	43.0%	36.0%
③グリーン購入法に基づき、毎年度「環境物品等の調達を円滑にするための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成		100%	100%	100%	100%	100%
●国民サービスの向上						
④ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加		—	9.4%	33.3%	45.5%	51.1%
	※ アクセス件数（単位：件）	306,784	335,691	409,023	446,511	463,775
〈公害健康被害補償・予防業務〉						
⑤平成15年度の汚染負荷量賦課金の徴収率及び収納率の水準を維持	H15徴収率 100.36%	100.69%	100.37%	100.53%	101.05%	100.49%
	H15収納率 99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%
⑥納付申請等の事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で25%削減		6.8%	10.0%	25.1%	25.1%	25.6%
	※ H15事務処理日数 219（単位：日）	204	197	164	164	163
⑦公害健康被害予防事業の調査研究費総額について、平成15年度比で20%以上削減		26%	36%	37%	41%	42%
	※ H15調査研究費総額 273（単位：百万円）	202	176	171	162	158
⑧課題の採択については、公募の締切日から60日以内に決定	環境保健分野	—	—	58日	—	—
	環境改善分野	—	42日	—	—	45日
⑨知識普及事業について、80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得る		89%	88%	96%	91%	92%
⑩公害健康被害予防事業の情報提供について、ホームページの年間アクセス件数を5年間で20%以上の増		87%	52%	49%	64%	47%
	※ H15アクセス件数 74,958（単位：件）	140,109	113,691	111,609	122,888	110,008
⑪研修事業について、アンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得る		92%	94%	98%	98%	97%
⑫助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で20%削減		3.0%	20.9%	23.9%	26.9%	23.9%
	※ H15事務処理日数 67（単位：日）	65	53	51	49	51
〈地球環境基金業務〉						
⑬助成金の支給にあたり支払申請受付から支払までの1件当たりの平均処理時間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮		2.3%	8.1%	11.0%	12.9%	13.5%
	※ H15平均日処理時間 31.24（単位：日）	30.53	28.71	27.79	27.21	27.03
⑭研修事業について、アンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得る		92%	90%	98%	97%	97%
⑮地球環境基金について、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5カ年間の額を上回る。（平成11年～15年度末寄付金受入総額：64,207千円）	各年度寄付金受入額	15,431千円	14,112千円	51,418千円	68,633千円	76,598千円
	総額累計	—	29,543千円	80,961千円	149,594千円	226,192千円
●その他						
⑯債権管理回収業務を積極的に推進することにより、中期目標期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収	各年度回収額	約111億円	約150億円	約69億円	約65億円	約54億円
	総額累計	—	約261億円	約330億円	約395億円	約449億円
⑰期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度以降、今中期計画期間中に人員5%以上の削減。（131人→102人（石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数44人は除く））	削減数	17人	2人	2人	2人	6人
	常勤職員数	114人	116人 (石綿業務の追加に伴い4人増員)	154人 (石綿業務の追加に伴い40人増員)	152人	146人

※ 上記の第一期中期計画数値目標については全て達成（短期借入金の限度額を含む）

